

自治会消火器等購入設置費補助金の仕組み

1 補助対象

国家検定合格証が表示されたABC消火器（または同等の性能を有すると認められるもの）とその格納箱

2 補助条件

- ・ 誰もが、いつでも使用できる場所（街頭）に設置すること
- ・ 自治会加入世帯10世帯につき1か所

3 補助金額

消火器等（消火器＋格納箱）設置1か所あたりにかかった費用の半分×設置箇所
※1か所あたりの補助額の上限は8,000円。

【補助金の計算例】

加入世帯が20世帯の自治会が、消火器と格納箱を3か所設置し、その金額が1か所あたり20,000円の場合

(1) 補助対象箇所

加入世帯が20世帯のため、補助対象は2か所

(2) 1か所あたりの補助額

設置にかかった費用の半分は、 $20,000円 \div 2 = 10,000円$ ですが、1か所あたりの交付額上限は8,000円。

そのため、この場合の1か所あたりの補助額は8,000円となります。

(3) 計算式

補助対象箇所（2か所）×補助額（8,000円）＝16,000円

4 補助の流れ

- ① 自治会から市へ申請書等の提出
 - ・申請書（裏面に消火器設置場所略図）
 - ・設置費用の見積書

↓
 - ② 市で申請書等の内容審査

↓

 - ③ 市から自治会へ補助金交付
 - ・交付決定通知書の発行
 - ・自治会名義口座の振込み

↓
 - ④ 自治会で消火器の設置

↓

 - ⑤ 自治会から市へ完了報告書の提出
 - ・完了報告書（裏面に消火器設置場所略図）
 - ・設置費用の領収書

↓
 - ⑥ 市で完了報告書等の内容審査

↓

 - ⑦ 市から自治会へ補助金確定通知書の発行
- ※かかった費用が補助基準より低い場合は、市へ返金することになります。

【問合せ先】

〒187-8701

小平市小川町2-1333

総務部防災危機管理課消防担当

電話 042-346-9813（直通）